

ふくいの未来へつなぐ環境学習事業業務委託に係る質問と回答について

No.	項目	質問事項	回答
1	経費に関すること	夏季における熱中症対策として、スポーツドリンク等の飲料および塩分補給を目的としたタブレットや塩飴等を参加者に配布する場合、これらの購入費を事業費として計上することは可能でしょうか。	可能です。
2	経費に関すること	熱中症対策として、保冷材等の備品を購入する場合、事業費として計上することは可能でしょうか。	可能です。
3	経費に関すること	学習会が昼食時間帯に及ぶ場合の参加者の弁当代について、事業費への計上は可能でしょうか。	可能です。
4	イベントに関すること	上記③が不可の場合、昼食については現地業者等に注文を取りまとめるなどの対応を行うことは可能でしょうか（費用は参加者の自己負担、注文は任意参加とする想定です）。	可能です。昨年度は食中毒が起きた場合に備えて、保険に特約として「細菌性食中毒補償特約」をつけていました。
5	動画制作に関すること	制作する動画について、撮影回数の指定があれば教えてください。（3種の学習会×2回ずつの実施であれば、各種どちらか1回の合計3回の撮影でも可か？）	動画が3種類以上の学習会の、座学・見学の内容、体験活動の様子、参加者のリアクションやコメントを押さえており、また本事業に参加した小学生の視点を通して地球温暖化に対する県内企業等の取組みを分かりやすく学ぶことができる内容の動画となっていれば良い【仕様書（3）より】ので、撮影回数の指定はありません。ご質問にあるように、3種類の学習会×2回ずつの実施であれば、各種どちらか1回の合計3回の撮影が必要となります。
6	保険に関すること	保険の条件はございますか？	参加者や運営スタッフの傷害保険と損害保険の加入手続きを行っていただきます【仕様書（2）②より】。加入する保険会社と契約内容は、受託者の任意のものとなります。昨年度は特約として「行事参加者の傷害危険補償特約」、「往復途上傷害危険補償特約」、「熱中症危険補償特約」、「細菌性食中毒補償特約」をつけていました。